

関係者の皆様へ

(平成23年11月21日現在)

福島は“安全で”新鮮な農林水産物をお届けします。
皆さん、本県の農林水産業を応援して下さいようお願いいたします。

福島県知事 佐藤 雄平



福島県では次の農林水産物の放射性物質を測定し、暫定規制値を下回っていることを確認し出荷しております。

<穀類> 米^{注1}、夏そば、秋そば^{注2}、小豆

<野菜> 非結球性葉菜類^{注3} (ホウレンソウ、シュンギク、チンゲンサイ、オータムポエム等)、結球性葉菜類^{注3} (キャベツ、ハクサイ等)、アブラナ科花蕾類^{注3} (ブロッコリー等)、カブ^{注3}

トマト(施設)、ミニトマト(施設)、ミツバ(施設)、オオバ(施設)、

山ウド、ネギ、アサツキ、アスパラガス、ニラ、サヤエンドウ、スナップエンドウ、タマネギ、赤シソ、キュウリ、グリーンピース、ニンニク、サヤインゲン、パレイショ、ピーマン、カボチャ、エダマメ、ダイコン、トウモロコシ、ナス、ニガウリ(ゴーヤ)、オクラ、ミョウガ、サツマイモ、ニンジン、スイカ、サトイモ、ゴボウ、ラッカセイ、ナガイモ、マコモタケ、コンニャクイモ、エゴマ、ヤーコン

<果実> イチゴ(施設)、モモ、オウトウ(さくらんぼ)、ブルーベリー、スモモ(プラム)、ブドウ、日本なし、リンゴ、イチジク、西洋なし、キウイフルーツ^{注4}、ギンナン、カキ^{注5}、サルナシ

<山菜> わらび、たらの芽、ぜんまい、うど、ふき、もみじがさ(しどけ)、みやまいらくさ(あいこ)、こしあぶら、ねまがりたけ、うわばみそう

施設：施設栽培のみが、暫定規制値を下回っていることを確認した品目

牛肉^{注6}、豚肉、鶏肉、馬肉、鶏卵、原乳^{注7}

<養殖魚> コイ、イワナ、ヤマメ、ニジマス、アユ、会津ユキマス

注1) 県北地域^(ア)、県中地域^(イ)、県南地域、会津地域、南会津地域、相双地域^(ウ)、いわき市で産出されたもの

注2) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、新地町、いわき市で産出されたもの(緊急時モニタリング調査を行った結果、出荷が可能となった市町村)

注3) 県北地域^(ア)、県中地域^(イ)、県南地域、会津地域、南会津地域、相双地域^(ウ)、いわき市で産出されたもの

注4) 県北地域^(ア)、県中地域^(イ)、県南地域、会津地域、南会津地域、相双地域^(ウ)、いわき市で産出されたもの

注5) 南相馬市を除く、甘柿及び脱渋柿に限る。試験加工品の検査を行い、福島市、伊達市、桑折町、国見町及び南相馬市で産出される柿を原料とするあんぼ柿及び干し柿等、柿を原料とする乾燥果実の加工を自粛するよう、関係市町及び生産者団体等に要請している。これ以外の市町村において柿を原料とする乾燥果実を出荷する場合には、出荷前に自主検査等を実施し、暫定規制値以下であることを確認するよう指導している。

注6) 福島県の定める出荷・検査方針に基づき管理されたもの

注7) 県北地域^(ア)、県中地域^(イ)、県南地域、会津地域、南会津地域、相双地域^(ウ)、いわき市で産出されたもの

(ア) 福島市大波地区、川俣町のうち山木屋の区域を除く

(イ) 田村市のうち福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域を除く

(ウ) 相馬市、新地町に限る

(エ) 川俣町のうち山木屋の区域を除く

(オ) 相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域並びに計画的避難区域を除く)、川内村(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域を除く)、広野町、新地町に限る

(カ) 相馬市、川内村(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域を除く)、広野町、新地町に限る

(キ) 相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域並びに計画的避難区域を除く)、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域を除く)、川内村(福島第一原子力発電所から半径2.0km圏内の区域を除く)、広野町、新地町に限る

収穫時期の関係で放射能を測定していない品目は掲載していません。

放射性物質の測定は、県内の主な産地において定期的にサンプリングを行っています。

緊急時モニタリング検査結果については、

「ふくしま 新発売。」モバイルサイトに閲覧可能です。

ふくしま新発売。



QRコード